

西本郷小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめ防止等に向けての基本理念

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害の一つである。

いじめを防止するには、特定の学級や特定の子どもだけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。

いじめのない学校を実現するためには、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

子どもは、いじめとは何かを理解し、「いじめの種」をなくすために友達や自分の良いところを見つける活動を通して、いじめを許さない学級、学校の実現に努める。

**いじめを防止するためには、
いじめの起きにくい学校風土づくりに努めることが大切**

学校いじめ防止基本方針の目的

法により規定されたいじめの防止、解決を図るために、未然防止のための取り組み、早期発見・早期対応のしくみ、保護者や地域との連携などを通して、児童が安心して豊かな学校生活を送れるように定めるものである。

いじめ防止に向けた方針

あらゆる教育活動を通じて、
「だれもが安心して豊かに」生活できる学校づくりを目指す。

「だれもが参加できてわかりやすい授業」に向けての授業改善を行い、基礎基本の定着を図ることで児童の学習への自信や意欲を高める。

授業や行事などのなかですべての児童が活躍できる場面をつくり、自己有用感を高め、ストレスがあってもいたずらに人を攻撃しない子どもを育てる。

子どもが主体となって、いじめのない学校づくりをする意識を育むため、学年に応じたいじめ防止の取り組みが実践できるよう指導、支援する。

いじめはどのクラスにも、どの子にも起こりうることを意識しながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応と解決に向けて保護者や地域、関連機関との連携を図り情報を共有しながら指導にあたる。

教職員も児童も「いじめを絶対に許さない、いじめられている子を守る」という共通の認識を持ち、研修や授業の中で人権感覚を磨き、いじめの芽を見逃さない。

児童に対しての定期的なアンケートや個別の面談はもとより、日頃の児童の様子や、保護者・地域の方からの情報など、あらゆる場面でいじめの兆しの把握に努め、深刻ないじめに発展しないうちに対処する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

委員会の運営 ・ 定期的に設置（月に1回） ・ 事案の疑いがあるときに設置（随時）

委員会の構成員

校長 副校長 教務主任
主幹教諭 児童支援専任 学年主任
養護教諭
人権・福祉・児童指導部会メンバー
※統括は校長が行う。また必要に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

委員会の活動内容

- ・ 学校基本方針の立案 見直し
- ・ 年間計画の作成
- ・ いじめの相談や通報の窓口
- ・ 児童の問題行動に係る情報の収集、記録、共有
- ・ いじめを察知した場合の対応
- ・ 重大事態が起こった場合の対応
- ・ いじめ防止の取り組みの実行・検証・修正

<いじめ防止に向けた取り組みの年間計画>

取り組み組織等	いじめ防止対策委員会	人権・福祉・児童指導部会 特別支援教育部会 道徳教育	行事・重点研究	全校なかよし集会	代表委員会 (児童会活動) 委員会・クラブ 学級活動	特別支援教室 地域訪問 個人面談 教育相談	学校運営協議会
いじめ防止の観点	未然防止 早期発見・対処 重大事態の 対処	人権感覚 規範意識 社会性 自尊感情	授業改善 基礎基本の 定着 自己有用感 集団づくり 社会性	集団づくり 自己有用感 社会性	児童による 取り組み 自己有用感 集団づくり 豊かな心・健康 な体 整った生活環境	基礎基本の 定着 カウンセリング 早期発見 早期対応	
4月	年間計画作成 いじめ防止の取 組確認 学校のやくそく 確認	年間計画作成 個別の教育支援計 画・個別の指導計 画作成準備 個別支援学級につ いての共通理解	重点研究 テーマの決定 年間計画作成	年間計画作成 なかよし班編成	年間計画作成 一年生を迎える 会 学級開き	年間計画作成 支援教室利用児 童確認 SC、SSWとの 連携、教育相談 日、来校日の確認	
5月	いじめにつなが る事案の早期把 握と対策(常時)	特別支援教育研修 個別の教育支援計 画・個別の指導計 画作成	授業研究会 校内スピーチコ ンテスト	なかよし班顔合 わせ	委員会活動開始	地域訪問 特別支援教室 教育相談	
6月	いじめ解決生活 アンケート実施 ①と結果の検討	児童理解研修 いじめ解決生活ア ンケート実施と結 果の検討	5年体験学習 平和スピーチコ ンテスト参加 授業研究会	なかよし集会 なかよし遊び	学年・学級経営案 作成 クラブ活動開始 あいさつ運動実 施(常時活動)	特別支援教室 教育相談	学 校 運 営 協 議 会
7月		特別支援教育研修 YPアンケート①	6年修学旅行 授業研究会	なかよし集会 (なかよし給食)	美化週間	特別支援教室 教育相談 個人面談	
8月		YP研修会	横浜子ども会議 (中学校ブロッ ク)				
9月	前期の取り組 みの振り返り と検討	LINE情報モラル出 前授業(5年)	横浜子ども会議 (区)	なかよし集会 なかよし遊び		特別支援教室 教育相談	
10月	いじめにつなが る事案の早期把 握と対策(常時)	人権教育研修	運動会	運動会応援	読書週間	特別支援教室 教育相談	学 校 運 営 協 議 会
11月	人権週間の取り 組みの振り返り	人権週間の計画・ 実施 ※福祉出前授業の 実施 ※人権授業公開	4年体験学習 授業研究会	なかよし全校 遠足	いじめ防止に 関する取り組 みの計画・実施 美化週間	特別支援教室 教育相談	
12月	いじめ解決生活 アンケート実施 ②と結果の検討 横浜市いじめ解 決一斉キャンペ ーン	個別の教育支援計 画・個別の指導計 画の見直し 西本小のやくそく・ スタンダード見直 し(学校経営計画反 省)	個別宿泊体験 授業研究会	なかよし集会	体力づくり ↓	個人面談 教育相談	

1月		YPアンケート②	授業研究会 作品展	なかよし遊び	長縄大会 給食週間 学校保健委員会	特別支援教室 教育相談	
2月			重点研究会ま とめと次年度の 検討	なかよし遊び 6年お別れ会	クラブ発表会 美化週間	特別支援教室 教育相談	学校 運 営 協 議 会
3月	年間の振り返り いじめ防止基本方 針の見直し	年間の振り返り			登校班引継ぎ 卒業生を送る会 年間の振り返り	教育相談 支援教室利用児 童の確認	

※SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）

3 いじめの未然防止と早期発見、事案対処

いじめ未然防止

- 全教育活動を通じた道徳教育や人権教育の推進、体験活動の充実（「豊かな心の育成」推進プラン）
- いじめを許さない学校風土の醸成（児童会活動の活性化、子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用）
- 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進（学級活動、委員会・クラブ活動、全校なかよし活動）
- 児童が「できる、分かる、楽しい」を実感できる授業力の向上（学年研究会、重点研究会）
- 教師と児童の信頼関係の規律ある学校生活を送るためのきまり（西本小スタンダード）
- 保護者へ、インターネットの危険性の注意喚起、及び情報モラル教育の推進（サイバー・ネット安全教室）
- いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（人権・福祉・児童指導部会、特別支援教育部会、全校なかよし部会・学年研究会による情報共有の推進）

いじめ早期発見

- いじめ解決生活アンケートの実施とプチ面談（6月・12月）
- YPアンケートの実施と結果の分析（7月・1月）
- SCによる教育相談の実施
- SSWとの連携
- 個人面談（7月、12月）
- 教職員、児童、保護者、地域の方からの情報収集（学校生活の様子、保健室の様子、生活ノート・日記等、懇談会、個人面談、連絡帳、学援隊見守り）

いじめに対する措置

- 組織的な対応の徹底（いじめ防止対策委員会）
- 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- 警察等関係機関、専門機関との連携

教職員等の研修

- 児童理解研修
- 特別支援教育研修
- 人権教育研修

学校運営協議会等

- 懇談会、学校便り等でいじめ防止の取り組みの発信
- いじめなど、地域・保護者と学校が抱える問題を共有

いじめの解消

「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」、「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている。

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

- ・いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・いじめにより在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

② 重大事態の発生時の対応

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合には、ただちに教育委員会に報告します。
- ・「いじめ防止対策委員会」を中核として、ただちに対処するとともに再発防止も視点においた事態調査を行います。
- ・いじめを受けた児童・保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係を適切に報告します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

必要と認められる際には、「西本郷小学校学校基本方針」を改定し、あらためて公表する。